

意見書(登園証明書)

甲府市湯村三丁目12-13

和泉愛児園 園長 梶原 智子 殿

児童氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

病名 「 _____ 」

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので
登園可能と判断します。

_____ 年 月 日

_____ 医療機関

_____ 医師名 _____ 印又はサイン

こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行を出来るだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について「意見書」の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子供の健康回復状態が集団でのこども園生活が可能な状態になってからの登園であるようご配慮ください。

○ 医師が記入した「意見書」(登園証明書)が望ましい感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過するまで
インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮形成まで	全ての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
急性出血性結膜炎	充血、目やに、腫れ等症状が出現した数日間	医師により感染の恐れがないと認めるまで
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症(O157,O26,O111等)	便中に菌が排泄されている間	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
ウイルス性腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが、数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普通の食事が取れること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24~48時間経過していること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間(咳など)	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること

上記の病気については、主治医の診断「意見書」(登園証明書)を受けてから登園してください。

(日本保育園保健協会の出席停止基準を参考にしています)